

参考資料4－10 入居官署に関する資料

総務省 関東管区行政評価局 神奈川行政評価事務所 (①神奈川行政評価事務所)

ア	業務の概要	<p>当官署は、行政相談、行政評価・監視、情報公開・個人情報保護総合案内所運営等の業務を行っている。</p> <p>行政相談は、行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、事実関係などの確認、必要なあっせんや通知を行う。</p> <p>行政評価・監視は、行政運営の改善・適正化を図るために、国の行政機関における業務の実施状況を調査し、結果に基づいて勧告等の措置を対象行政機関に対して行う。</p> <p>情報公開・個人情報保護総合案内所は、国と独立行政法人に係る情報公開制度及び個人情報保護制度の仕組みや開示請求等に関する相談、問い合わせに対して窓口案内や情報提供を行う。</p>																								
		参考URL: http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/kanagawa.html																								
イ	入居予定職員数	(常勤) 13名、(非常勤) 5名 (内災害対策職員) 0名																								
ウ	現状の外来者数及び来庁車両台数	<p>外来者数：(1日平均) 約0.3名、(1日最大) 約2名 最大の時期／時間帯：5月頃 概ねの滞在時間：30分程度 来庁車両台数：(1日平均) 1台未満 台／日 (1日最大) 1台未満 台／日</p>																								
エ	勤務時間	【別添資料5－4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照																								
オ	24時間勤務の状況	【別添資料5－4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照																								
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	【別添資料5－4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照																								
キ	会議の開催状況(主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会議名称・種類等</th> <th>人数</th> <th>時間(1回当たり)</th> <th>開催頻度(回／年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政相談委員代表者会議</td> <td>23</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>委員研修部会</td> <td>23</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>委員研修</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>委員ブロック会議</td> <td>50</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回／年)	行政相談委員代表者会議	23	3	3	委員研修部会	23	2	2	委員研修	30	3	2	委員ブロック会議	50	3	1				
会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回／年)																							
行政相談委員代表者会議	23	3	3																							
委員研修部会	23	2	2																							
委員研修	30	3	2																							
委員ブロック会議	50	3	1																							
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	—																								

		災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定されてい る。	「総務省神奈川行政評価事務 所業務継続計画」による。
		活動拠点室	—	—
		活動空間	—	—
		活動支援室	—	—
		活動支援空間	—	—
		その他	—	—
ケ	災害時の活動	具体的な内容 職員及び行政相談委員の安否確認、総務省 LAN の被害状況の確認及び復旧、災害被害情報の収集及び報告、		
		<p>総務省神奈川行政評価事務所業務継続計画 平成27年4月1日一部改正（抜粋）</p> <p>非常事態の想定： 首都直下地震（東京湾北部地震：マグニチュード7.3） ① ある程度切迫性が高いと考えられること（注） ② 都心部の揺れが強いこと ③ 強い揺れの分布が広域的に広がっていること （注）マグニチュード7程度の地震は、南関東地域で今後100年程度の間に数回発生すると考えられる。</p> <p>非常用発電機の必要稼働時間： 非常用発電機の必要稼働時間については、24時間連続運転にて3日程度を想定。</p> <p>情報通信： 一般電話及び携帯電話（通話）は、発災後1週間から10日間程度は、輻輳によりほとんどつながらないが、災害時優先電話の発信、衛星携帯電話（通話・メール）、携帯電話（電子メール）は、使用可能と想定。 インターネットについては、地震による専用回線やサーバ等の被害状況次第であるが、最悪の場合1週間程度は使用できないと想定。</p> <p>飲料水・食料： 飲料水については、発災後3日間は水道が使用できないと考えられ、その間、貯水タンクの貯留分について、制限付きで使用可能と想定。 非常用飲料水及び備蓄食料については、非常時優先要員及び帰宅困難者を14人と想定し、7日分以上を確保。</p> <p>トイレ： 上下水道が3日間程度機能を停止するため、この間は原則として使用不可となると想定。非常時優先要員用として簡易トイレ用ポリ袋を一人当たり1日5枚として7日分以上に当たる量を備蓄済み。</p>		
コ	その他			

法務省 横浜地方検察庁分室 (②横浜地方検察庁分室)

ア	業務の概要	詳細は個別に貸与 ※第一次審査結果の通知において、第二次審査資料提出資格があると認められた応募者を対象に、個別に貸与する。 参考URL: http://www.kensatsu.go.jp/content/001152647.pdf			
イ	入居予定職員数	(常勤) 23名、(非常勤) 0名 (内災害対策職員) 17名			
ウ	現状の外来者数及び来庁車両台数	外来者数：(1日平均) 約5名、(1日最大) 約16名 最大の時期／時間帯：10月頃／10時～15時頃 概ねの滞在時間：1時間程度 来庁車両台数：(1日平均) 2台／日 (1日最大) 13台／日			
エ	勤務時間	【別添資料5－4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
オ	24時間勤務の状況	【別添資料5－4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	【別添資料5－4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
キ	会議の開催状況(主なもの)	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回／年)
		無し			
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	—			
ケ	災害時の活動	災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定されている	「横浜地方検察庁業務継続計画」による。	
		活動拠点室			
		活動空間	事務室①	活動内容：所管事務に関し、必要な非常時優先業務が的確に実施されているか否かを確認し、必要に応じ、職員の応援体制を構築するなどの措置を講じる。	
		活動支援室			
		活動支援空間	事務室②	空調について：災害時に活動する部屋	
			倉庫②	防災倉庫を兼ねる	
		その他	—	—	

		具体的内容
		<p>横浜地方検察庁業務継続計画 平成27年11月2日（抜粋）</p> <p>想定する危機的事象の特定： 都心南部直下地震（マグニチュード7.3）</p> <p>非常用発電機の必要稼働時間： 非常用発電機の必要稼働時間は6時間</p> <p>食料、飲料水等の備蓄： 食料、飲料水、簡易トイレ、医薬品等生活に必要な物品の備蓄に関し、非常参集対象者等については発災後1週間の活動を、上記以外の職員等については発災後3日間の活動を念頭に置いて計画的に行う。</p> <p>計画の発動： 本計画は、原則、神奈川県内において、震度6強以上の首都直下地震が発生したとき、自動的に発動するものとする。</p> <p>警戒態勢： 職員は、原則、神奈川県内において、震度5弱以上震度6弱以下の地震が発生したときは、警戒態勢とし、本計画（発災時の行動）が遂行可能な体制を保つ。</p> <p>参集職員の待機・宿泊場所： 参集職員の待機・宿泊場所については、災害対策本部が、庁舎等の被害状況等を勘案した上で決定する。</p>
コ	その他	施設整備及び維持管理・運営業務について民間事業者を募集するにあたり、他の公募資料及び本資料で読み取れない内容で特に留意すべき内容があれば記載してください。

法務省 横浜保護観察所（③横浜保護観察所）

ア	業務の概要	当官署は神奈川県（横浜地方裁判所管内）を管轄し、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中で更生するように指導監督及び補導援護を行う保護観察のほか、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、医療観察の業務、被害者支援にあたっている。 神奈川県内の保護司、更生保護女性会員、BBS会員及び協力雇用主の方々並びに更生保護施設4施設と共に更生保護の諸活動を展開している。					
		参考URL: http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_yokohama_yokohama.html					
イ	入居予定職員数	(常勤) 61名、(非常勤) 12名 (内災害対策職員) 名					
ウ	現状の外来者数及び来庁車両台数	外来者数： (1日平均) 約70名、(1日最大) 約250名 最大の時期／時間帯：6,9,12,3月頃／10時～16時頃 概ねの滞在時間：3時間程度 来庁車両台数：(1日平均) 20台／日 (1日最大) 30台／日					
エ	勤務時間	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照					
オ	24時間勤務の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照					
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照					
キ	会議の開催状況(主なもの)	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回/年)		
		引受人会	150～200	4	2		
		事務担当者会議	200	3	1		
		処遇基礎力強化研修	150	6	1		
		指導力強化研修	140	7	1		
		“社会を明るくする運動”神奈川県推進委員会	250	2	1		
		保護司特別研修	120	3	1		
		更生保護女性会新会員研修	110	3	1		
		新任保護司研修	70	6時間×2日間	2		
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	無し					
ケ	災害時の活動	災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定されていない	—			
		活動拠点室	—	—			
		活動空間	所長室、次長室、企画調整課、処遇部門・社会復帰調整官室	(所長室、次長室) 災害時に指揮、指令、会議等を行うための拠点となる室 (企画調整課、処遇部門・社会復帰調整官室) 情報収集や調整、業務の継続のための拠点となる室			
		活動支援室	—	—			
		活動支援空間	—	—			
		その他	—	—			
		具体的な内容					
		—					
コ	その他						

法務省 東京入国管理局横浜支局横浜港分室（④東京入国管理局横浜支局横浜港分室）

ア	業務の概要	当官署は、出入国管理業務の内、神奈川県内の海港から出入国する乗客・乗員の上陸・出入国審査の業務及び不法入国の防止等水際対策に係る業務を行っている。当官署窓口による手続き業務と接岸した船舶等に職員が出向いての手続きの両方を行っている。			
イ	入居予定職員数	(常勤) 9名 (20名に増員予定) (非常勤) 0名 (内災害対策職員) 0名			
ウ	現状の外来者数及び来庁車両台数	外来者数：(1日平均)約20名、(1日最大)約40名 最大の時期／時間帯：3月頃／13時～15時頃 概ねの滞在時間：20分程度 来庁車両台数：(1日平均)20台／日 (1日最大)30台／日			
エ	勤務時間	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
オ	24時間勤務の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
キ	会議の開催状況(主なもの)	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回/年)
		C I Q P C会議	8	1	1
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	—			
ケ	災害時の活動	災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無			
		活動拠点室			
		活動空間			
		活動支援室	—	—	
		活動支援空間			
		その他	—	—	
		具体的な内容			
		非常用発電機の必要稼働時間： 24時間程度			
コ	その他				

財務省 横浜税関 (⑤横浜税関)

ア	業務の概要	<p>税関は、輸出入が禁止・規制されている物品に対する水際での監視取締業務、輸入申告された貨物等に係る関税や内国消費税等の徴収業務、貿易円滑化を促進する体制整備等の業務を行っている。</p> <p>このうち、新庁舎に入居を予定している機能としては、大きく一般事務（窓口業務有）、分析事務（分析・実験室）、貨物旅具の検査場、武道場の4機能となっている。</p> <p>参考URL:http://www.customs.go.jp</p>																																																																							
イ	入居予定職員数	<p>(常勤) 150名、(非常勤) 0名 (内災害対策職員) 約60名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th><th>人数</th><th>室名</th><th>人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務室（監視取締 センター室）</td><td>18名</td><td>通関総括第1部門</td><td>6名</td></tr> <tr> <td>事務室A</td><td>2名</td><td>通関総括第2部門</td><td>2名</td></tr> <tr> <td>事務室B</td><td>3名</td><td>通関総括第3部門</td><td>3名</td></tr> <tr> <td>事務室C</td><td></td><td>通関総括第4部門</td><td>2名</td></tr> <tr> <td>次長室</td><td>1名</td><td>通関第1部門</td><td>7名</td></tr> <tr> <td>特別通関第1部門</td><td>5名</td><td>通関第2部門</td><td>6名</td></tr> <tr> <td>特別通關第2部門</td><td>5名</td><td>認定事業者管理官</td><td>9名</td></tr> <tr> <td>運転手事務室</td><td>7名</td><td>特別審査官</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>事務室（分析）</td><td>9名</td><td>首席関税鑑査官等</td><td>11名</td></tr> <tr> <td>保税総括部門</td><td>4名</td><td>原産地調査官</td><td>4名</td></tr> <tr> <td>保税検査第1部門</td><td>4名</td><td>知的財産調査官</td><td>5名</td></tr> <tr> <td>保税検査第2部門</td><td>4名</td><td>保税取締部門</td><td>4名</td></tr> <tr> <td>歩留調査部門</td><td>2名</td><td>特殊鑑定部門</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>収納課</td><td>9名</td><td>評価官部門</td><td>6名</td></tr> <tr> <td>税關相談官室</td><td>6名</td><td>減免還付部門</td><td>2名</td></tr> <tr> <td colspan="3"></td><td>計 150名</td></tr> </tbody> </table>				室名	人数	室名	人数	事務室（監視取締 センター室）	18名	通関総括第1部門	6名	事務室A	2名	通関総括第2部門	2名	事務室B	3名	通関総括第3部門	3名	事務室C		通関総括第4部門	2名	次長室	1名	通関第1部門	7名	特別通関第1部門	5名	通関第2部門	6名	特別通關第2部門	5名	認定事業者管理官	9名	運転手事務室	7名	特別審査官	1名	事務室（分析）	9名	首席関税鑑査官等	11名	保税総括部門	4名	原産地調査官	4名	保税検査第1部門	4名	知的財産調査官	5名	保税検査第2部門	4名	保税取締部門	4名	歩留調査部門	2名	特殊鑑定部門	1名	収納課	9名	評価官部門	6名	税關相談官室	6名	減免還付部門	2名				計 150名
室名	人数	室名	人数																																																																						
事務室（監視取締 センター室）	18名	通関総括第1部門	6名																																																																						
事務室A	2名	通関総括第2部門	2名																																																																						
事務室B	3名	通関総括第3部門	3名																																																																						
事務室C		通関総括第4部門	2名																																																																						
次長室	1名	通関第1部門	7名																																																																						
特別通関第1部門	5名	通関第2部門	6名																																																																						
特別通關第2部門	5名	認定事業者管理官	9名																																																																						
運転手事務室	7名	特別審査官	1名																																																																						
事務室（分析）	9名	首席関税鑑査官等	11名																																																																						
保税総括部門	4名	原産地調査官	4名																																																																						
保税検査第1部門	4名	知的財産調査官	5名																																																																						
保税検査第2部門	4名	保税取締部門	4名																																																																						
歩留調査部門	2名	特殊鑑定部門	1名																																																																						
収納課	9名	評価官部門	6名																																																																						
税關相談官室	6名	減免還付部門	2名																																																																						
			計 150名																																																																						
ウ	現状の外来者数及び来庁車両台数	<p>外来者数：(1日平均)約100名、(1日最大)約150名 最大の時期／時間帯：9時～11時頃 概ねの滞在時間：20分程度 来庁車両台数：(1日平均)80台／日 (1日最大)100台／日</p>																																																																							
エ	勤務時間	<p>【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照</p>																																																																							
オ	24時間勤務の状況	<p>【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照</p>																																																																							
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	<p>【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照</p>																																																																							
キ	会議の開催状況(主なもの)	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回／年)																																																																				
		内部に対する会議、説明会等	18～44	3～7.75	1～30回(計57回)																																																																				
		外部に対する会議、説明会等	11～100	2～7.75	1～11回(計33回)																																																																				
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	—																																																																							
ケ	災害時の活動	災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定されている																																																																						
		活動拠点室																																																																							

参考資料4-10 入居官署に関する資料

		活動空間	事務室、次長室、事務室（分析）、事務室（業務部特別通關部門）、化学分析室、物理分析室、X線分析室、てんびん室、LC 及び LC/MS 室、GC 及び GC/MS 室、DNA 分析室、溶剤実験室	
		活動支援室	—	—
		活動支援空間	コンピューター室、分析試料保管室、試薬・溶剤保管室、金庫室	
		その他	—	
具体的内容				
<p>業務継続計画（案）</p> <p>横浜税関の防災機能整備として、次のものが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家発電機 <p>非常時優先業務の早期復旧・継続させるため（業務は継続性を有するものであるため）、72時間稼働できる自家発電機。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先電話回線、ダイアルアップ回線 <p>災害時に確実な連絡手段（電話、インターネットメール）を確保する（次長室に設置（PFI事業外））。</p>				
コ	その他	実験用想定給水量：0.8m ³ /日		

国税庁 東京国税不服審判所 横浜支所（⑥東京国税不服審判所横浜支所）

ア	業務の概要	<p>国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分（更正・決定や差押えなど）についての審査請求に対する裁決を行う機関（国税庁の特別の機関）である。</p> <p>税務行政部内における公正な第三者的機関として、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、税務署長等と審査請求人との間に立つ公正な立場で審査請求事件を調査・審理して裁決を行っている。</p> <p>このうち当官署は神奈川県内を分掌している</p>					
		参考URL: http://www.kfs.go.jp/					
イ	入居予定職員数	(常勤) 12名（内災害対策職員）4名					
ウ	現状の外来者数及び来庁車両台数	<p>外来者数：（1日平均）約2名、（1日最大）約4名 最大の時期／時間帯：不特定／13時～17時頃 概ねの滞在時間：2時間程度 来庁車両台数：（1平均）1台／日（1日最大）2台／日</p>					
エ	勤務時間	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照					
オ	24時間勤務の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照					
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照					
キ	会議の開催状況（主なもの）	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回/年)		
		部内研修	12	2	数回		
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	無し					
ケ	災害時の活動	災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定されている				
		活動拠点室	—	—			
		活動空間	支所長室、 合議室、 事務室	活動内容： ①災害関係法令、国税庁防災業務計画に基づいて、審判所が行う災害応急対策及び災害復旧を推進するための施策の総合調整に関すること。 ②非常災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務の総括に関すること。 ③東京国税不服審判所災害対策本部等その他関係機関との連絡調整に関すること。 ④災害対策本部の庶務			
		活動支援室	—	—			
		活動支援空間	—	—			
		その他	—	—			
		具体的な内容					
		—					
コ	その他	—					

国税庁 東京国税局 横浜中税務署 (⑦横浜中税務署)

ア	業務の概要	税務署は、国税庁や国税局の指導監督の下に、国税の賦課徴収を行う第一線の執行機関である。 具体的な業務は国税局の所掌事務の内、内国税の賦課及び徴収、税理士制度の運営、酒税の保全並びに酒類業の発達・改善及び調整、酒類に係る資源の有効な利用の確保、印紙の模造の取締、税務署の所掌業務に係る国際協力等を行っている。 参考URL: https://www.nta.go.jp			
イ	入居予定職員数	(常勤) 268名、(非常勤) 通常期 28名 確定申告期 64名、(内災害対策職員) 32名			
	現状の外来者数及び来庁車両台数	外来者数： (1日平均) 通常期 70名・確定申告期 300名、(1日最大) 通常期 100名・確定申告期 400名 最大の時期／時間帯：3月頃／9時～11時頃 概ねの滞在時間：申告相談 40分程・提出 10分程・説明会 2時間程 来庁車両台数：(1日平均) 通常期 40台／日 (1日最大) 通常期 60台／日			
エ	勤務時間	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
オ	24時間勤務の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
キ	会議の開催状況(主なもの)	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回/年)
		大会議室	-	半日から終日	180
		中会議	-	半日から終日	195
		小会議室	-	半日から終日	120
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	毎月末に法人税確定申告書の一括提出会場を設置(県・市合同)			
ケ	災害時の活動	災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定されている	『東京国税局災害対応マニュアル』の制定(事務運営指針)による。	
		活動拠点室	-	-	
		活動空間	署長室	活動内容： ①災害関係法令、国税庁防災業務計画に基づいて、税務署の行う災害応急対策及び災害復旧を推進するための施策の総合調整に関すること。 ②災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務の総括に関すること ③局災害対策本部等その他関係機関との連絡調整に関すること。	
			応接室		
		活動支援室	-	-	
		活動支援空間	事務室(総務課)	災害対策本部の庶務	
		その他	-	-	

		具体的内容
		<p>東京国税局災害対応マニュアルの制定（事務運営指針）平成29年7月5日（抜粋）</p> <p>災害対策本部の整備 設置基準：税務署管内において震度6弱以上の地震が観測された場合又は気象庁から、税務署管内に特別警報が発表された場合、災害対策本部を設置する。</p> <p>設置場所：災害対策本部は、署長室又は署長応接室に設置するが、署庁舎周辺が被災した場合において、署長の判断により、他の場所に設置することが適当と認められる場合には、局災害対策本部と協議の上、災害対策本部の設置場所を決定する。</p> <p>事務局の設置：災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の庶務を行う部署として、総務課内に事務局を設置する。</p>
コ	その他	

厚生労働省 横浜検疫所（⑧横浜検疫所）

ア	業務の概要	<p>横浜検疫所では、検疫感染症及び国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の侵入を防止するため、海外から来航する船舶及び航空機に対して検疫を行っている。感染症に罹患している疑いのある人が乗船又は搭乗している場合は、診察の上、必要に応じて隔離、停留、消毒等の措置を行う。また、南米等黄熱リスク国に渡航するために必要とする黄熱ワクチンの接種を実施し、海外渡航者や医療機関に対して海外の感染症情報の提供を行なうほか、電話相談にも応じている。さらに、港湾区域においては、感染症を媒介する蚊、ねずみ族等の生息状況及び病原体の保有調査を定期的に行っている。</p> <p>一方、販売又は営業上使用する輸入食品に対しては、食品衛生法に基づく審査を行い、検査が必要と判断された食品等については、検査命令、行政検査又はモニタリング検査を行っている。その結果、食品衛生法に違反していることが判明した食品等については、廃棄又は積戻しなどの措置を探るよう指導を行うとともに、輸入者や関係事業者に対し、食品等の輸入前相談を行っている。また、食品等の輸入手続に際して必要となる機能を円滑に利用できる運用管理に努めている。さらに、輸入食品・検疫検査センターにおいては、輸入食品の検査や感染症に係る病原体等の検査を行い、神戸検疫所の同センターと共に検疫所における検査の中心的役割を担っている。</p> <p>なお、当官署は、主に一般事務室、予防接種室及び検査室等から構成されている。</p>			
		参考URL: http://www.forth.go.jp/keneki/yokohama/			
		(常勤) 93名、(非常勤) 10名 (内災害対策職員) 一名			
イ	入居予定職員数	(常勤) 93名、(非常勤) 10名 (内災害対策職員) 一名			
ウ	現状の外来者数及び来庁車両台数	外来者数： (1日平均) 約 30名、(1日最大) 約 70名 最大の時期／時間帯：1月～2月頃 概ねの滞在時間：15分～1時間 来庁車両台数：(1日平均) 24台／日 (1日最大) 32台／日			
エ	勤務時間	【別添資料5－4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
オ	24時間勤務の状況	【別添資料5－4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	【別添資料5－4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
キ	会議の開催状況(主なもの)	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回／年)
		横浜港協議会総会	35	1	1
		横浜港協議会感染症担当者会議	40	1.5	2
		横浜港協議会衛生管理担当者会議	20	1.5	1
		保健衛生フォーラム	90	2.5	1
		検疫衛生業務に関する説明会	50	2	1
		輸入食品監視業務説明会	100	2	2
		検査センター業務管理調整会議	25	6	2
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	毎年8月中旬頃に開催している施設公開において、受付や展示等の場所としてエントランスホール等を利用し、検疫資料館も公開している（平成28年度の来場者は約400人）。			

ケ	災害時の活動	災害時の業務継続計画 非常時優先業務等の有無	策定されてない	—
		活動拠点室	—	—
		活動空間	—	—
		活動拠点支援室	—	—
		活動支援空間	—	—
		その他		
		具体的な内容		
コ	その他	【検疫感染症危機管理対応】新型インフルエンザ等の感染症が国外で発生し、WHO（世界保健機関）がフェーズ4を宣言した場合、当該感染症を国内に侵入させないため、その対応の指示等を行う感染症危機管理対策本部を設置し、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるよう対応を行う。 【実験用想定給水量】12.5m ³ /日		

厚生労働省 神奈川労働局 横浜公共職業安定所 (⑨横浜公共職業安定所)

ア	業務の概要	公共職業安定所は、求職者に職業紹介等を行うとともに、雇用保険の受給手続き、求人の受理などの業務を行っている。 具体的に当官署が行う業務は、一般職業紹介業務、障害者や学卒者等専門的な職業紹介業務、求人の受付業務、各種助成金の申請受理・案内業務、事業所に対する雇用指導業務、事業所の雇用保険の加入等の手続き業務、雇用保険失業給付の支給等の業務である。					
		参考URL: http://kanagawa-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/marumaru.html					
イ	入居予定職員数	(常勤) 83名、(非常勤) 103名 (内災害対策職員) 0名					
ウ	現状の外来者数及び来庁車両台数	外来者数：(1日平均)約1000名、(1日最大)約1615名 最大の時期／時間帯：4～6月頃／10時～15時頃 概ねの滞在時間：1時間程度 来庁車両台数：(1日平均)3台／日 (1日最大)10台／日					
エ	勤務時間	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照					
オ	24時間勤務の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照					
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照					
キ	会議の開催状況(主なもの)	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回/年)		
		幹部会議	20	2時間程度	12回		
		マッチング会議	10	1時間程度	50回		
		はるーわーく講座(少人数セミナー)	10	3時間程度	50回		
		福祉セミナー	25	1時間30分程度	60回		
		ミニ面接会	15	2時間程度	40回		
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	情報発信スペース、繁忙期の待合スペース					
ケ	災害時の活動	災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定されていない	—			
		活動拠点室	—	—			
		活動空間	—	—			
		活動支援室	—	—			
		活動支援空間	—	—			
		その他	—	—			
		具体的な内容					
		—					
コ	その他	会議室の開催状況： 幹部会議は専有部分の所長室で開催されます。その他会議等については、専有部分の大会議室、状況に応じて共用会議室を利用予定。					

農林水産省 横浜植物防疫所 植物防疫所研修センター（⑩植物防疫所研修センター）

ア	業務の概要	植物防疫所では、我が国の植物に被害をもたらす海外からの病害虫の侵入を未然に防ぐため、全国の海港や空港で輸入検疫を行っている。 具体的には、書面検査のみならず現物を検査し、必要な措置を講じている。これら植物検疫業務を遂行する植物防疫官には、植物学、応用昆虫学、植物病理学、植物防疫行政などの広範な専門知識及び技術が要求される。 当官署は主に植物防疫官に向けての各種研修を行っている。 植物防疫官を対象とした研修については、ほとんどの科目において、座学より実験・実習を主としており、そのための施設・設備を擁している。					
		参考URL: http://www.maff.go.jp/pps/					
イ	入居予定職員数	(常勤) 3名、(非常勤) 0名 (内災害対策職員) 1名					
ウ	現状の外来者数及び来庁車両台数	外来者数：(1日平均) 約2名、(1日最大) 約60名 最大の時期／時間帯：12月頃／8時～17時頃 概ねの滞在時間：1時間程度 来庁車両台数：(1日平均) 1台／日 (1日最大) 3台／日					
エ	勤務時間	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照					
オ	24時間勤務の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照					
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照					
キ	会議の開催状況(主なもの)	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回/年)		
		植物防疫官試験	30	8	2		
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	無					
ケ	災害時の活動	災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定されていない	—			
		活動拠点室	該当なし	—			
		活動空間	—	—			
		活動支援室	—	—			
		活動支援空間	—	—			
		その他	—	—			
		具体的な内容					
		—					
コ	その他	実験用想定給水量：2.0m ³ /h					

経済産業省 関東経済産業局 横浜通商事務所 (⑪横浜通商事務所)

ア	業務の概要	当官署は、外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入に係る許可、承認及び確認等の窓口業務を行っている。 また、関税暫定措置法に基づく関税割当証明書の発給業務を行っている。 参考URL: http://www.kanto.meti.go.jp			
イ	入居予定職員数	(常勤) 4名、(非常勤) 0名 (内災害対策職員) 3名			
ウ	現状の外来者数及び来庁車両台数	外来者数： (1日平均) 約 10名、(1日最大) 約 100名 最大の時期／時間帯：4月初旬頃／9時～16時頃 滞在時間：30分程度 来庁車両台数：(1日平均) 5台／日 (1日最大) 30台／日			
エ	勤務時間	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
オ	24時間勤務の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
キ	会議の開催状況(主なもの)	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回/年)
		横浜通商機関連絡会	10	1	2
		関税割当申請受付	100	6	3
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	会議開催、関税割当申請受付場所(会議室名)の案内版の設置			
ケ	災害時の活動	災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定されていない	—	—
		活動拠点室	—	—	—
		活動空間	—	—	—
		活動支援室	—	—	—
		活動支援空間	—	—	—
		その他	—	—	—
		具体的な内容			
		—			
コ	その他	—			

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 (⑫横浜国道事務所)

ア	業務の概要	当官署は、神奈川県内的一般国道の改修・維持・修繕・管理業務、広域幹線道路網の調査計画や交通安全事業、電線共同溝事業等の業務を行っている。道路台帳の閲覧や特殊車両の通行許可申請などの窓口業務がある。管内の道路を24時間監視する道路情報室がある。			
		参考http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/			
イ	入居予定職員数	(常勤) 135名、(非常勤) 50名 (内災害対策職員) 135名			
ウ	現状の外来者数及び来庁車両台数	外来者数：(1日平均) 約100名、(1日最大) 約150名 最大の時期／時間帯：3月頃／9時～18時頃 概ねの滞在時間：2時間程度 来庁車両台数：(1日平均) 40台／日 (1日最大) 50台／日			
エ	勤務時間	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
オ	24時間勤務の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
キ	会議の開催状況(主なもの)	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回/年)
		表彰式	50	3	1
		契約関係会議	30	2	24
		事業推進会議	50	3	3
		事業検討委員会	30	2	5
		事業調整会議	30	3	24
		意見交換会	60	2	4
		工事安全対策協議会	120	2	2
		総合評価審査分科会(総会)	40	2	2
		総合評価審査分科会(部会)	10	2	25
		—	—	—	—
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	—			
ケ	災害時の活動	災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定されている	横浜国道事務所業務継続計画(案)	
		活動拠点室	災害対策室	隣接(直接行き来)させる室：道路情報室。隣接・近接させる室：道路情報室(後室)および情報機器室 ※情報機器室より災害対策室経由道路情報室へ多数の通信ケーブルを敷設することとなり、隣接させる必要がある	
				各種情報関係を管理・提供を行う室	
		活動空間	—	—	

		電算室	隣接（直接行き来）させる室：道路情報機器室。近接させる室：防災情報課執務室。
		情報機器室	隣接（直接行き来）させる室：電算室、災害対策室（災害対策室から入退室可）。近接させる室：道路情報室。
		道路情報室	隣接（直接行き来）させる室：災害対策室。隣接・近接させる室：交通対策課。
		仮眠室	通常休憩室を兼用とするが、災害時は非常体制に入るため職員が交代で仮眠をとるもの。
		女子休養室	女性職員の休養、体調不良時に横になれる場所 6畳の畳敷と収納スペースを設置。
	活動支援空間	—	—
その他		設置希望階	災害等の非常時の際は危機管理体制上、災害対策本部を設置するため津波等の被害等を考慮すると上層階（海拔4.9mを超える階層）を確保し
		災害対策用機器操作訓練	事業計画地内、又は近隣で災害対策用機器操作訓練の実施を検討。
		携帯電話	衛星携帯電話を使用しているので、災害対策室より、南西方向が見通せるか、屋上への配管が必要となる（衛星アンテナ別置のため）。
		非常用発電機	道路情報室、災害対策室、電算室、情報機器室、無線室、特殊車両申請室の電源についてはフルバックアップとする。
		防災業務連携	合同庁舎に3事務所共用の会議室を設置する。 使用目的：支部合同の会議室、災害時の記者会見室
		機器の耐震・免震	基準：電気通信設備工事共通仕様書に基づくものとする。

	具体的な内容
	<p>横浜国道事務所業務継続計画（案）</p> <p>・対象とする災害： 本計画では、横浜国道事務所管内、または東京23区内で震度6弱以上を観測した地震を対象とする。 ①都心南部直下地震 ②横浜市直下地震 ③三浦半島断層群の地震 ④伊勢原断層帯の地震</p> <p>・自家発電機： 災害時に停電した場合は非常用電源で電気が供給され、災害発生後3日は自立て活動できるように、非常用電源が稼働できる燃料を確保。</p> <p>・備蓄について（食糧、衛生用品、什器等）： 1. 備蓄（非常食、飲料水） 備蓄食糧は、全職員が3日間活動できる分の食糧と飲料水を備蓄し、賞味期限を管理して適宜更新する。 2. 備蓄（衛生用品、什器等） 全職員が、交代で勤務する際に使用する衛生用品、什器等を備蓄する。</p> <p>・備蓄資機材について： 1. 車両等の状況 事務所所有の車両は、緊急通行車両として神奈川県公安委員会へ事前に届け出し、適宜更新する。</p>
コ	その他

国土交通省 関東地方整備局 京浜港湾事務所（⑯京浜港湾事務所）

ア	業務の概要	<p>当官署は、横浜港・川崎港・横須賀港において、港湾の整備、利用、保全及び管理等に関する業務を行っている。</p> <p>工事等の公共調達を多く実施しており、年間を通して工事関係者等の出入りが多い。また、発災時には、港湾施設の復旧・支援等の災害対策活動を行っている。</p> <p>その他、窓口業務はないが、主に教育機関（小学校～大学等）を対象とした現場見学の受入れも行っている。</p> <p>参考URL: http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/keihin/index.html</p>			
イ	入居予定職員数	<p>(常勤) 74名、(非常勤) 11名 (内災害対策職員) 74名</p>			
ウ	現状の外来者数及び来庁車両台数	<p>外来者数： (1日平均) 約 25名、(1日最大) 約 100名 最大の時期／時間帯：1、4、7、12月頃／10時～12時頃 概ねの滞在時間：1時間程度 来庁車両台数：(1日平均) 9台／日 (1日最大) 27台／日</p>			
エ	勤務時間	<p>【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照</p>			
オ	24時間勤務の状況	<p>【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照</p>			
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	<p>【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照</p>			
キ	会議の開催状況(主なもの)	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回／年)
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	<p>会議等の受付場所として、入居フロア前面の共用部（廊下）利用あり。</p>			
ケ	災害時の活動	災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定されている	<p>「京浜港湾事務所業務継続計画」による。</p>	
		活動拠点室	災害対策室	<p>発災時における災害応急対策活動を行う拠点として、災害対策支部の継続すべき業務を行う。 大型映像表示装置、カメラ会議システムを設置予定。</p>	
			一般事務室（1） 一般事務室（2）	<p>一般業務のうち重要な業務を継続して行う室。 また、本局機能をバックアップする場合、災害対策室を補完する室として使用する。</p>	
		活動空間	<p>上記、活動拠点室に同じ</p>		
		活動支援室	災害対策調整室	<p>使用目的：発災時において、現場対策班用（復旧協力業者との調整等）の災害対策室の連携室として、低層階に設置。 平時においては会議室として利用する。人の常駐はない。 24時間勤務：災害対応時は 24時間。</p>	
			災害対策倉庫	<p>使用目的：災害対策用備品の保管倉庫として利用する。人の常駐はない。</p>	

		災害対策準備室	使用目的：TEC-FORCE 隊員派遣の準備及び外部応援要員の受入等を行う。平時において人の常駐はない。 24 時間勤務：災害対応時は 24 時間。
		情報機器室	発災時における災害応急対策活動を行うために必要な通信機能を確保する。 一般業務のうち重要な業務を継続して行うために必要な通信機能を確保する。
		電算室	一般業務のうち重要な業務を継続して行うために必要な室。
		所長室	本局機能をバックアップする場合、災害対策室を補完する室として使用する。カメラ会議システムを設置予定。
		宿直・仮眠室	使用目的：夜間工事、災害対策、工事事故等の際の職員休憩・仮眠用の部屋として利用。平常時において、人の常駐はない。
		運転手・船員詰所	発災時や夜間工事がある場合は 24 時間利用することもある。
	活動支援空間	上記、活動支援室に同じ	
その他	24 時間勤務の状況	通常時は 24 時間勤務なし	
	設置希望階	3～4 階を希望する。上層階だと災害時等 EV が使用できない可能性があり支障が生じると考える。	
	駐車場	災害対応車両は津波の浸水高さ以上に設置	
	防災業務連携	合同庁舎に 3 事務所共用の会議室を設置する。 使用目的：支部合同の会議室、災害時の記者会見室	
	材料等保管について	災害時を含め修補する材料等の保管は必要ない。	

具体的な内容		
<p>京浜港湾事務所業務継続計画 平成29年4月（抜粋） ※現在の庁舎（横浜地方合同庁舎）の基準より現庁舎固有の要素を除き整理 対象とする災害： 首都直下を震源とするマグニチュード7クラスの地震、「首都直下地震」により東京都23区内で震度6弱以上を観測した場合。 備蓄食料、什器備品等： 備蓄食料は、全職員が7日間活動できる分の食糧と飲料水を備蓄する。 寝具衛生等什器備品： 全職員が交代で勤務する際に利用する寝具とトイレを準備する。通常の設備が復旧するまで、備蓄資材で衛生的かつ健康的な職場環境を保持する。 事務機器等什器備品： 災害時においても災害対応業務に必要な設備・機器・什器備品等が確保できる体制を整える。 非常用電源設備（庁舎機能の確保）： 災害時に停電した場合は、非常用電源で電気が供給される。災害発生後3日は自立して活動できるように、非常用電源が稼動できる燃料を確保する。 通信手段の確保： 災害時でも通信可能な通信手段を複数配備する。港湾空港班等との通信網を確保するために、災害時でも通信可能な通信手段を複数配備する。（災害時優先電話、災害時優先携帯電話、衛星携帯電話） 通行車両の事前届け： 緊急通行車両として神奈川県公安委員会に事前届けを行う。 </p>		
コ	その他	

国土交通省 関東地方整備局 横浜營繕事務所 (⑭横浜營繕事務所)

ア	業務の概要	当官署は、神奈川県内に所在する国家機関の建物等の營繕工事の実施及び保全の実地指導を行っている。 具体には管内施設の状況調査、整備、修繕計画の立案、工事の企画、設計、発注、監理等の実務を行っている。			
		参考URL: http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaez/			
イ	入居予定職員数	(常勤) 15名、(非常勤) 1名 (内災害対策職員) 13名			
ウ	現状の外来者数及び来庁車両台数	外来者数： (1日平均) 約5名、(1日最大) 約10名 最大の時期／時間帯： 3月頃／10時～17時頃 概ねの滞在時間： 2時間程度 来庁車両台数： (1日平均) 1台／日 (1日最大) 5台／日			
エ	勤務時間	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
オ	24時間勤務の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
キ	会議の開催状況(主なもの)	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回/年)
		保全地区連絡会議	50	4	1
		工事安全協議会会	50	4	1
		BIMMS-N 説明会	30	4	2
		工事・業務打ち合わせ	10	4	48
		契約関係打ち合わせ	5	1	10
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	—			
ケ	災害時の活動	災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定されている	「関東地方整備局横浜營繕事務所業務継続計画」による。 (改訂作業中)	
		活動拠点室	所長室(災対室)	災害対策に関する指令、作戦、最終判断を行う。 打合せ室と移動間仕切りで仕切り、災害時は仕切りを無くして災害対策室として使用できるようにする。	
				防災上の調整、復旧体制の立案を行う。 所長室と移動間仕切りで仕切り、災害時は仕切りを無くして災害対策室として使用できるようにする。	
		活動空間			
		活動支援室	事務室(災対支援室)	所長室(災対室)、打合せ室(災対室)、災害待機室と連携。	
				書庫・倉庫	
防災備蓄倉庫を兼ねる。					

		男子休養室・ロッカー室 (仮眠室・災対待機室)	災害時には畳に布団を敷いて仮眠室として使用。 隣接(直接行き来)させる室:事務室	
		女子休養室・ロッカー室 (仮眠室・災対待機室)	災害時には畳に布団を敷いて仮眠室として使用。 隣接(直接行き来)させる室:事務室	
	活動上重要な設備室	電算室(サーバー室)	隣接(直接行き来)させる室:事務室。近接させる室:所長室、会議室。 空調について:F(災害時に活動する部屋)。	
	活動支援空間			
	その他	設置希望階	窓口官署では無い事、防災対応官署である事から、極力上層階を要望。	
		PHS内線電話機	PHSを一般電話機として現在使用。入居時は、固定電話を設置予定。	
		防災業務連携 (関東地方整備局共用会議室)	合同庁舎に3事務所共用の会議室を設置する。 使用目的:支部合同の会議室、災害時の記者会見室	
	具体的内容			
	<p>関東地方整備局横浜營繕事務所業務継続計画 平成26年5月(抜粋) ※現在の庁舎(横浜地方合同庁舎)の基準より現庁舎固有の要素を除き整理。ただし、入居時は、備蓄食料等の期間を7日間に見直す可能性がある。</p> <p>災害等の想定: 本計画は、東京都23区内で震度6弱以上を観測した場合を想定し計画を策定している。また、横浜營繕事務所で震度6弱以上を観測した場合にも準用する。</p> <p>備蓄食糧、什器備品等備蓄食糧: 備蓄食糧は、全職員が3日間活動できる分の食糧と飲料水を備蓄する。</p> <p>寝具衛生等什器備品: 全職員が交代で勤務する際に利用する寝具とトイレを用意する。寝具に関しては、現時点で5袋を確保している。トイレに関しては、支部庁舎屋上に容量2.6tの高置水槽があり、全職員15名が雑用水を1日30ℓ使用したとして、5日分以上は確保している。ただし、他官署使用を想定した場合は3日分となるため、節水に努める必要がある。簡易トイレについては20セットを確保している。</p> <p>事務機器等什器備品: 災害時においても災害対策に必要な設備・機器・什器備品等が確保できる体制を整える。設備通信手段の確保:災害時でも通信可能な通信手段を複数配備する。現在配備している通信手段としては、通常のNTT回線、マイクロ回線のほか以下のとおり。 • NTT災害時優先電話 2台 (内1台についてはFAX兼用) • NTTDoCoMo 災害時優先電話(携帯電話) 2台</p>			
コ	その他			

海上保安庁 第三管区海上保安本部 東京湾海上交通センター
 (⑯東京湾海上交通センター)

ア	業務の概要	テレビカメラによる航路入出航船舶の動静・港内外の状況の把握、電光文字式信号板による港内における船舶の航行管制を行う。 新庁舎への整備は通信等機械室であり、新庁舎における職員執務は無い。			
イ	入居予定職員数	(常勤) 0名、(非常勤) 0名 (内災害対策職員) 0名			
ウ	現状の外来者数及び来庁車両台数	外来者数：外来者無し 来庁車両台数： 0台／日			
エ	勤務時間	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
オ	24時間勤務の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
カ	土曜日、日曜日、祝日開庁の状況	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」参照			
キ	会議の開催状況(主なもの)	会議名称・種類等	人数	時間(1回当たり)	開催頻度(回／年)
		無し			
ク	エントランスホール等の共用部利用の有無	—			
ケ	災害時の活動	災害時の業務継続計画 非常時優先業務、等の有無	策定されていない	—	
		活動拠点室	—	—	
		活動空間	—	—	
		活動支援室	—	—	
		活動支援空間	—	—	
		その他	非常用発電機	専用の発電機(72時間)を想定している。	
			発災時対応	通常時と同様、無人施設となる。入室は定期点検時、機器障害時のみ。	
		具体的な内容			
		—			
コ	その他				